質 疑 応 答 書

令和6年4月18日
東空機第10号

工 事 名 称 ： 横津岳ARSR局舎外2か所空気調和設備工事

東京航空局長

番号	図面番号	質　　疑	回　　答
1	ACT-139-41	室外機搬入について、1階車庫から3階床マシンハッチを経由し4階まで既存ホイストクレーンで揚重して、4階から階段を使用し搬入が可能なものとして宜しいでしょうか。	よろしい。 (ホイスト定格荷重　1t)
2	ACT-139 (2/4)	共通特記仕様書(2),撤去工事,石綿含有品について、 石綿含有分析調査は別途として宜しいでしょうか。	工事内容に含む。
3	ACT-139 (2/4)	共通特記仕様書(2),撤去工事,発生材の処理について、 石綿含有産業廃棄物の処理は別途として宜しいでしょうか。	石綿の含有が認められる場合の処理は協議とする。
4	・設計図共通特記仕様書(1) Ⅱ工事仕様　4仕様適用範囲	機器「交通管制業務用空気調和システム共通仕様書(国土交通省東京航空局)による。」と記載されているが、入札公告資料内「交通管制業務用空気調和システム共通仕様書(ACHP-6)」内の記載は国土交通省航空局の記載になっています。どちらが正しいでしょうか。	”国土交通省航空局”を正とする。